

茅ヶ崎市行政改革大綱

- 市民と行政の新しいパートナーシップによる
スリムな自治体運営を目指して -

平成 7 年 1 1 月

目 次

第 1	行政改革推進の意義	1
1	行政改革大綱の策定趣旨	1
2	行政改革の必要性	1
3	新たな行政改革への取組み	2
第 2	行政改革推進の重点事項	2
1	市民参加制度の確立	2
2	行政組織・機構の見直し	3
3	事務事業の見直し	3
4	定員管理の適正化	3
第 3	実施目標年度	4
第 4	実施方法	4

第1 行政改革推進の意義

1 行政改革大綱の策定趣旨

現下の大変厳しい行財政環境のなかで、市民ニーズを的確に把握し、複雑多様化する行政需要に応え、山積する諸課題に対応していくため、地域の総合的な行政主体である地方公共団体は、より一層簡素で効率的な行政を執行し、最少の経費で最大の効果をあげる行財政運営を確立する必要に迫られています。

このためには、不断の行政改革の取り組みが必要不可欠です。

そこで、本市では、行政改革取り組みの指針として茅ヶ崎市行政改革大綱を策定し、市民及び関係者の理解と協力を得ながら行政改革を推進し、市民の立場に立った市政、市民に開かれた市政の実現を目指します。

2 行政改革の必要性

(1) 現在、バブル経済崩壊による経済の長期にわたる後退や内需の低迷等により、国、地方を通じて財政危機に直面しています。本市においても、市税収入の伸びが期待できない等の厳しい財政環境にあり、一方では、高齢化、情報化及び国際化等はますます進展し、市民ニーズはより一層複雑多様化しています。

(2) このような情勢の下で、本市では21世紀に向けての重要施策として、

- ・市民生活に直結する新市立病院の建設
- ・茅ヶ崎駅周辺の整備
- ・交通渋滞解消等のための道路網の整備
- ・保健福祉の拠点のための保健福祉総合センターの建設
- ・高齢社会、情報化社会及び環境保全へ向けての諸施策の推進
- ・生涯学習施策の総合的推進

などがあり、今後、これらを計画的、着実に実施していかなければなりません。

そこで、これら諸課題の実現を図るためには、より一層簡素で効率的な行政運営を行い、地方自治の運営の根幹である「最少の経費で最大の効果」をあげる行政運営を実現する必要があります。

(3) 一方、平成7年5月19日に成立した地方分権推進法は、国と地方公共団体との役割分担や地方税財源の見直しを行うことにより、住民に身近な行政は地方公共団体において処理するとの観点から、地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを定めています。

地方分権の推進は、地域の特質を生かした個性的なまちづくりを実現するため、地域住民に直接接する地方自治体の裁量範囲を拡大するもので、市民ニーズの把握や生活者の視点に立った住民に身近な行政の展開が求められます。それらを的確に進めていくためには、市民と行政が共に創意を發揮し、個性的で効率的なまちづくりを推進する必要があり、住民自治の充実と市民参加による市民と行政との協力関係の確立が不可欠となります。

3 新たな行政改革への取組

そこで、これまで実施した行政改革を踏まえ、厳しい財政状況の中、様々な行政課題を解決し、市民の立場に立った市民に身近な市政により、本市の目指す都市像である「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」を実現していくためには、市民の理解と協力による、より一層の行政改革を推進しなければなりません。

このような中、新たな行政改革に取り組んでいくためには、社会経済情勢の変化に対応し、来たるべき地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムと目標や成果を明確にした経営システムの確立が急務です。

また、21世紀に向けた行政システムを確立するためには、情報公開制度の充実及び行政手続の適正な運用を推進し、開かれた市政による市民と行政の望ましい協調関係の構築に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、本市の行政改革を推進していく上で、その取り組みのモットーを

- ・ Simple (簡素)
- ・ Speedy (迅速)
- ・ Straight (率直・公正)

とします。

第2 行政改革推進の重点事項

行政改革は、行政の組織・運営全般にわたる事項を対象としますが、特に、本大綱では市民参加制度の確立、行政組織・機構の見直し、事務事業の見直し及び定員管理の適正化について重点的に推進します。

1 市民参加制度の確立

- (1) 公・民の役割分担を明確にし、市民、民間企業及び行政の共同による行政運営を推進します。
- (2) 各種計画策定段階からの市民参加制度の確立に努めます。
- (3) 各種審議会及び協議会等への市民参加制度の確立に努めます。
- (4) 各種施設の運営管理及びイベントの実施における市民の参加・協力の要請に努めます。
- (5) 市民参加を促進するため、各種啓発活動を行います。
- (6) 市民参加推進のための条件整備として、積極的な情報公開を行い、開かれた市政の確立に努めます。

2 行政組織・機構の見直し

- (1) 社会経済情勢等に応じて積極的に変革できる弾力的な組織・機構の実現を図ります。
- (2) 組織・機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図り、簡素・合理化に努めます。
- (3) 組織効率を上げるため、権限の分散や一部事務の集中管理を検討します。
- (4) 市民にわかりやすく機能的な組織・機構の実現を図ります。

3 事務事業の見直し

- (1) 計画行政の総合化を図るため、各種計画策定の総合調整及び計画の整合性の確保に努め、事務事業の積極的な見直しを行います。
- (2) 重要度、緊急度、財源等の観点から事務事業の適正な選択と見直しを行い、役割が低下した行政サービスは再検討し、行政の効率化を図ります。
- (3) 健全かつ効率的な財政運営を推進するため、経費の削減及び受益と負担の公平化を図り、財源確保に努めます。
- (4) 行政課題への積極的な取り組みと早期解決の促進を図るため、目標による管理制度の導入を検討します。
- (5) 行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間委託を推進し、既に実施済のものについては見直しを行うとともに、外郭団体の活用に努めます。
- (6) 補助金等の新設については、極力抑制することとし、既定の補助金等の整理合理化を図るほか、終期の設定により総額の抑制等抜本的な整理・合理化に努めます。
- (7) 広域的な処理がふさわしい事務事業については、積極的な広域行政を推進します。
- (8) 行政の公正さ、透明性の確保の観点から行政手続制度の適正な運用と本市の行政手続の整備を早期に図ります。
- (9) 効率的かつ計画的なOA機器の導入、ネットワーク化及びデータベースの整備により、行政の情報化を推進します。

4 定員管理の適正化

- (1) 事務事業の実施状況や財政状況を考慮し、自主的、主体的な定員適正化計画を早期に策定し、職員数の適正化を図ります。
- (2) 嘱託職員、臨時職員等の活用を図ります。
- (3) 地方分権の推進や市民ニーズの変化に即応した政策形成能力や新たな時代の流れに対応できる創造的能力を有する意欲ある人材を育成するため、計画的な職員研修を推進します。
- (4) 市民の理解と協力を得るため、定員状況の公表を行います。

第3 実施目標年度

行政改革大綱の実施に当たっては、「逐次実施できるものから実施する。」という基本的な考えのもとに、概ね3年を目途に推進します。

第4 実施方法

- (1) 行政改革推進本部長を中心に、各部行政改革推進検討会議を設置し、職員の意識向上を図るとともに、全組織、全職員の総力をあげて実施します。
- (2) 実施に当たっては既成概念にとらわれず発想を転換し、サンセット（期限付）方式、スクラップ・アンド・ビルド方式など原点に立った見直しを行います。
- (3) 行政改革推進委員会の答申、意見及び提言並びに議会の意見を十分参考にします。また、職員労働組合の理解と協力を求めます。
- (4) 行政改革の推進にあわせ、市議会についても自主的な運営の合理化等の協力を求めます。
- (5) 行政改革の成果をより効果のあるものとするため、毎年度当初に前年度の実績について検証し、広報紙に公表します。